

平成二十九年五月二十四日提出  
質問第三三三八号

保存期間一年未満の公文書に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

保存期間一年未満の公文書に関する質問主意書

四月七日の内閣委員会において以下のようなやり取りがある。

○緒方委員（略）一年未満の保存期間というのは、極めて軽微な内容の文書であるというふうに御理解してよろしいですか。

○山本（幸） 国务大臣 それは、公文書管理法上、歴史文書に当たらないということでありますから、そういうことだというふうに思います。

保存期間が一年未満の公文書が「極めて軽微な内容の文書」であるとの大臣答弁で述べられた見解を、政府全体として共有しているか。

右質問する。